



発行 東京都

目次

52

条例

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例………（環境局）…

条例のあらまし

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（条例第九十五号）

する条例（条例第九十五号）

一 排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第一五号）の改正に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の暫定排水基準等を改めず。

（一）一・四―ジオキサンのに係る暫定排水基準を見直します。

（例）エチレンオキサイド製造業 一リットル当たり一〇ミリグラム ↓ 一

リットル当たり六ミリグラム

（二）一・四―ジオキサンに係る暫定排水基準の適用期限を平成三〇年五月二十四日まで延長します。

二 この条例は、平成二十七年五月二十五日から施行します。

条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年五月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第九十五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成二十四年東京都条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年五月二十四日（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する工場又は指定作業場にあつては、平成二十六年五月二十四日）」を「平成三十年五月二十四日」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

有害物質の種類	業種		許容限度
	エチレンオキサイド製造業	エチレングリコール製造業	
一・四―ジオキサン（単位 一リットルにつきミリグラム）	六	六	

備考 中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の条例別表第七 四の部（一）の項の表又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該工場又は指定作業場から排出される汚水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

附則

この条例は、平成二十七年五月二十五日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002